

高齢者の居宅における生活支援の為に福祉用具等購入支援事業

介護保険の認定を受けておらず、要支援・要介護状態になるおそれのある65歳以上の町民に対して福祉用具等の購入費の一部を助成し、自立した生活が続けられるよう支援します。

1.対象者

以下のすべての要件を満たす方

- ☐ 申請時において、八重瀬町に在住する満65歳以上の方
- ☐ 住民税非課税世帯の方または住民税均等割のみ課税世帯の方
- ☐ 介護保険の認定を受けておらず、介護保険料の滞納がないこと
- ☐ 地域包括支援センターと協議し、福祉用具等が必要であると認められた方
- ☐ 過去2年以内に、この助成事業を利用していないこと

「補聴器」の購入費助成は、以下の追加要件があります

- ☐ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ☐ 耳鼻咽喉科の医師から、補聴器の使用の必要性が認められた方（医師意見書の提出）
※4分法で、両耳が中等度難聴（40dB以上70dB未満）以上を基準としています。

2.助成内容

以下の物品を購入する際に、購入費の9割（上限あり）を補助します。（1割は自己負担）
※助成決定前に購入した物品は、助成対象になりません。

福祉用具（上限8万円）
杖、歩行器、シャワーチェアなどの福祉用具の購入費の一部を助成



サポート物品（上限3万円）
認知機能が低下し鍋こがし等が心配される方へ電磁調理器や、聴力が低下してきた方へ補聴器などの購入費の一部を助成



- 助成例①：5万円の歩行器（福祉用具）を購入 → 9割の『4万5千円』を助成
助成例②：3万円の杖（福祉用具）+7万円の歩行器（福祉用具）を購入
→ 計10万円のうち「上限額8万円」の9割 → 『7万2千円』を助成
助成例③：7万円の歩行器（福祉用具）+3万円の補聴器（サポート物品）
→ 各々の購入額の9割（6万3千円+2万7千円）→ 『9万円』を助成

《 お問い合わせ | 社会福祉課 | 098-998-9598 》

手続きの流れなど詳細は、町ホームページを
ご覧ください⇒



広告欄

小顔と若返りの 形成外科 美容外科 美容皮膚科

オリバー美容形成外科

お気軽にご相談ください。
★目の下のくま ☆小顔脂肪吸引 二重
まぶたのたるみ 眉下リフト 糸リフト
脂肪注入 小じわ 韓国リジュラン
しみくすみフォトフェイシャル
しわ ボトックス にきび 毛穴
レーザーフェイシャル ケミカルピーリング イオン導入
たるみ 医療ハイフ 医療脱毛 美容内服 美容点滴
ほうれい線 ヒアルロン酸 涙袋 唇 鼻 あご ほくろ
顔の細かいできもの CO2レーザー わき汗 皮膚腫瘍

〒901-1117 南風原町津山1105-1（2階） 眼科下宿（保険適用） 陥入爪 巻き爪
電話：098-882-7898 FAX：098-882-7899

ご覧になっていただきありがとうございます。沖縄が好きなので、沖縄の役に立ちたい、沖縄に恩返しをしたい。そういった想いからクリニックを立ち上げました。沖縄に安心して適切な美容医療を提供させていただきます。お客様の笑顔が私の喜びです。些細なことでもかまいませんのでお気軽にご相談ください。相談のご料金はいただいておりません。お客様の想いやご縁を大切に診療に励みたいと思います。

オリバー美容形成外科 @ORIVER_CLINIC.OKINAWA



★申請期限（給付金・こども加算）

令和7年6月30日（月）まで（郵送当日消印有効）

令和6年度
八重瀬町物価高騰対策支援給付金について
（1世帯3万円）

- 本給付金は、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策として、特に物価高の影響を受ける低所得世帯（住民税均等割非課税世帯、家計急変世帯）を対象に1世帯あたり3万円の給付金を支給する新たな給付金です。

原則、申請不要です。ただし、一部申請が必要な場合があります。申請がお済みでない方は早めのお手続きをお願いします。

※通知が届いても審査の結果、対象外となる場合があります。

※住民税均等割が課税されている方の扶養親族のみで構成されている世帯については、本来住民税均等割非課税世帯であっても支給対象外となります。しかし、扶養者が死亡した、扶養者と離婚するなどしたことにより給付金の対象となる場合がありますので、該当する世帯はお申し出ください。

詳しい内容は
八重瀬町ホームページ
をご確認ください。



給付金を受給した世帯で18歳以下の児童がいる世帯が対象

こども加算（1児童2万円） 原則お手続きは不要!!

●対象となる児童

基準日（令和6年12月13日）時点において、令和6年度八重瀬町物価高騰対策支援給付金を受給した世帯と同一世帯である18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童

※下記の場合、申請が必要です。

〈例外的に対象となる児童〉令和6年12月14日以降生まれの新生児、寮に入っている児童など

〈例外的に対象とならない児童〉施設入所児童など（住民票を異動していない場合も含む）

⑤本給付金は法令により非課税及び差押禁止の取り扱いとなります。

【振り込め詐欺】や【個人情報の搾取】にご注意ください!!
自宅や職場などに八重瀬町や国の職員をかたる不審な電話や郵便またはメールがあった場合はお住いの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専門電話（#9110）にご連絡ください。

《 お問い合わせ | 八重瀬町給付金コールセンター | 050-3529-1262 》

受付時間：9時～12時、13時～17時（土日祝日除く）

⑥支給対象なのかについては、個人情報保護の観点からお電話ではお答えできません。